

町内のみなし仮設住宅または公営住宅等に入居する高齢者世帯（65歳以上）および要配慮世帯が安心して日常生活を送ることができるように、緊急通報システムを設置し、24時間の健康相談にも対応します。

- 1 対象者** みなし仮設住宅または公営住宅等に入居する以下①～③のいずれかに該当する世帯で、見守りが必要な人がいる世帯
 - ① 65歳以上の独居高齢者世帯
 - ② 65歳以上の夫婦高齢者世帯
 - ③ 心身の障がいが原因で、日常生活に支障を来している人を含む世帯
 - ④ 脳血管疾患、心疾患など発作や急変を起こす疾患がある人を含む世帯
 - ⑤ 町長が特に必要と認めるもの
- 2 支援内容** 緊急通報システム（センサー）を設置し、反応の有無の検知により、安否確認を行います。24時間健康相談受付に対応します。
- 3 利用負担** 対象者の利用負担はありません。ただし、みなし仮設住宅の供与期間中に限ります。

緊急通報システム

- ・急な体調不良時などボタンひとつで呼び出し
- ・緊急時のかけつけや救急要請を代行
- ・専門スタッフがいつでも健康相談を受け付け
- ・外出先でも利用可能



見守りセンサー

- ・万が一のときに、人感センサーが異常を検知
- ・誰にも気づかれないリスクを回避

